

訪問看護ステーション住ま居る 重要事項説明書

〈令和7年5月改定分〉

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 YUKA IGO
主たる事務所の所在地	〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町2455-41
代表者（職名・氏名）	代表取締役 井下宣広
設立年月日	平成23年4月26日
電話番号	0572-45-2122

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション住ま居る	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町2455-714	
電話番号	0572-45-2122	
指定年月日・事業所番号	平成29年5月1日	2161190190
管理者の氏名	宮嶋 万紀子	
通常の事業の実施地域	多治見市、土岐市、瑞浪市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がその居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
営業時間	午前9時から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 4人、非常勤 7人	准看護師	常勤 1人
理学療法士	常勤 2人、非常勤 1人	作業療法士	常勤 1人 非常勤 1人
言語聴覚士	常勤 1人		

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 宮嶋 万紀子
----------	------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料は以下の単価に1単位あたりの金額（多治見市＝10,21円）を乗じた額であり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に記載された割合となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用単価

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

1回あたりの所要時間	基本単価	1回あたりの所要時間	基本単価
20分未満	314単位	30分以上1時間未満	823単位
20分以上30分未満	471単位	1時間以上1時間30分未満	1,128単位

※准看護師が行う訪問看護費

上記の単位数×90%

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

	基本単価
1回につき	286単位

(注1) 上記の基本単価は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本単価も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単価を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単価が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単価
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本単価の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本単価の50%
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位
初回加算（Ⅰ）	退院日に看護師が訪問した場合□	350単位
初回加算（Ⅱ）	退院日以外に看護師が初回訪問した場合□	300単位
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）□	600単位
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）□	600単位
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位
特別管理加算Ⅱ		250単位
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2,500単位
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	250単位
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	550単位
看護体制強化加算Ⅱ		200単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3単位

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の割合で算定します。

減算の種類	減算の要件	減算単価
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者に行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者 	基本単価の90%

（２）介護予防訪問看護の利用単価**【基本部分】****<保健師、看護師が行う訪問看護>**

1回あたりの所要時間	基本単価	1回あたりの所要時間	基本単価
20分未満	303単位	30分以上1時間未満	794単位
20分以上30分未満	451単位	1時間以上1時間30分未満	1090単位

※准看護師が行う訪問看護費

上記の単位数×90%

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

	基本単価
1回につき	276単位

（注1）上記の基本単価は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本単価も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単価を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の単価が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単価
夜間・早朝・深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	基本単価の25%
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	基本単価の50%
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	254単位
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	402単位
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	300単位

初回加算（Ⅰ）	退院日に看護師が訪問した場合	350単位
初回加算（Ⅱ）	退院日以外に看護師が初回訪問した場合	300単位
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	600単位
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行った場合（1月につき）	600単位
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	500単位
特別管理加算Ⅱ		250単位
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	100単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	6単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ		3単位

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の割合で算定します。

減算の種類	減算の要件	減算単価
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者サービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	基本単価の90%
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がサービスを行う場合	所定単位から（1回につき） 15単位

（注1）上記の基本単価は、厚生労働大臣が告示で定める単価であり、これが改定された場合は、これら基本単価も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単価を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（3）その他（介護保険適応外）

①	材料費	保健適用外の衛生材料費	自費相当額
②	死後の処置料	材料費含む	15,000円
③	医療機器貸出料	吸引器	1,100円/月（却時消耗品代別）
④	交通費	事業所より半径5km以内	負担なし
		事業所より半径5km以上	訪問1回につき200円

(4) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日まで	無料
利用予定日の当日	利用者負担金

(5) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて以下の方法により請求します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0572-45-2122 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	多治見市	0572-22-1111
	土岐市	0572-54-1111
	瑞浪市	0572-68-2111
	岐阜県国民健康保険団体連合会	058-275-9826

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

1 4. 虐待の防止について

ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます

- (1) 国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動および虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めます。
- (2) 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者様が継続して福祉用具を利用できるように、業務継続計画を策定します。また、その計画に従い、必要な研修及び訓練を実施します。

1 6. 衛生管理

感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等を開催し、その対策を協議し、対応指針等を作成します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県多治見市笠原町 2455-41
 事業者 株式会社 YUKA I GO
 代表者 井下 宣広 印
 説明者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
 また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
 氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
 本人との続柄
 氏名 印